

令和4年度

広聴・相談

活動の一年

板橋区

は じ め に

区では、区民の皆様からの意見・要望・苦情等を、「区長への手紙」をはじめ、窓口や電話、区民の声収集システム等により、日常的に受け付けています。さらに、「区民と区長との懇談会」、「いたばし・タウンモニター及びいたばし・eモニター事業」を通じて、区民の皆様からの声の把握に努めています。

区民の皆様から信頼され、開かれた区政を一層推進するため、情報の公開はもとより、区民の皆様からの声を区政へ迅速に反映することが大切であると考えます。

ここに、令和4年度に寄せられた区民の皆様からの声を集約しましたので、意向を把握するうえでの一助として活用してまいります。

なお、質問等に対する回答内容や所管組織は令和4年度当時のものです。その後の法令改正や組織改正により、令和5年9月現在では変更されている場合もあります。

令和5年9月

政策経営部広聴広報課

目 次

	ページ
1 区長への手紙、区民の声	1
(1) 「区長への手紙」「区民の声」受付状況	2
(2) 「区長への手紙」処理状況	4
(3) 「区長への手紙」内容	8
2 区民と区長との懇談会	20
(1) 実施状況	20
(2) 発言件数	21
(3) 報告書（大谷口地区）	22
（成増地区）	23
（蓮根地区）	24
（仲宿地区）	25
（前野地区）	26
（志村坂上地区）	27
3 モニター制度	28
(1) モニターの属性	28
(2) 活動状況	29
4 庁舎見学等	31
5 各課における広聴活動状況	32
(1) 広聴会・説明会等実施状況	32
(2) 公募委員選任状況	35
(3) パブリックコメント実施状況	39
(4) 区民の声収集システム受信件数	39
6 相 談	40
(1) 各種相談実施状況（区民相談）	40
(2) 主要相談種目の状況（区民相談）	41
(3) 地域センターの相談実績	45

※表やグラフの百分率の表示は、端数処理の関係から合計が100%にならないことがあります。

1 区長への手紙、区民の声

区民の皆様から、区長あてに直接寄せられる「区長への手紙」は、区の広聴機能の根幹として、区長自ら一通一通大切に目を通して頂いています。

「区長への手紙」で寄せられた意見や要望などは、広聴広報課で受け付けた後、速やかに所管課に写しを送付し、対応を依頼しています。

対応にあたり回答を要するものは、所管課から文書などによりご本人あてに回答していますが、所管部が複数にまたがる場合は、所管部からの回答をまとめたうえで、広聴広報課から回答しています。

いずれの場合も、回答文書については、送付する前に区長が一通一通目を通し、区長名により回答しています。

また、広聴広報課へ寄せられる意見・要望などは、「区民の声」として受け付けしています。

「区民の声」は、広聴広報課で直ちに対応できるものを除き、その内容を「回答を要するもの」と「供覧するもの」とに区分したうえで、所管課に送付して、対応を依頼しています。

このうち、回答を要する場合は、所管課からご本人あてに電話等により直接回答するよう依頼していますが、課長名等による文書で回答するケースもあります。

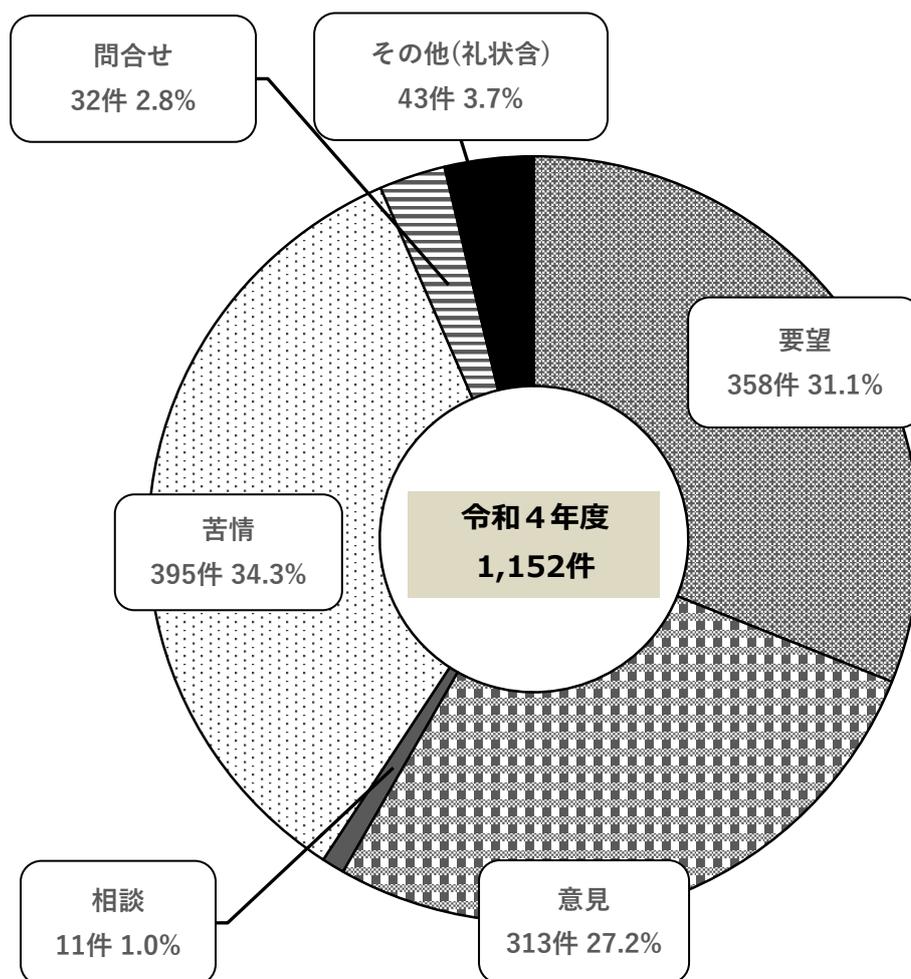
(1) 「区長への手紙」 「区民の声」 受付状況

①内容別受付件数

(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和2年度	1,673 (1,266)	1,012 (877)	115 (86)	14 (9)	390 (197)	79 (62)	63 (35)
令和3年度	1,277 (879)	641 (535)	142 (100)	23 (16)	346 (149)	61 (53)	64 (26)
令和4年度	1,152 (754)	358 (298)	313 (276)	11 (9)	395 (127)	32 (22)	43 (22)

※ () 内は、「区長への手紙」による受付分で内数。

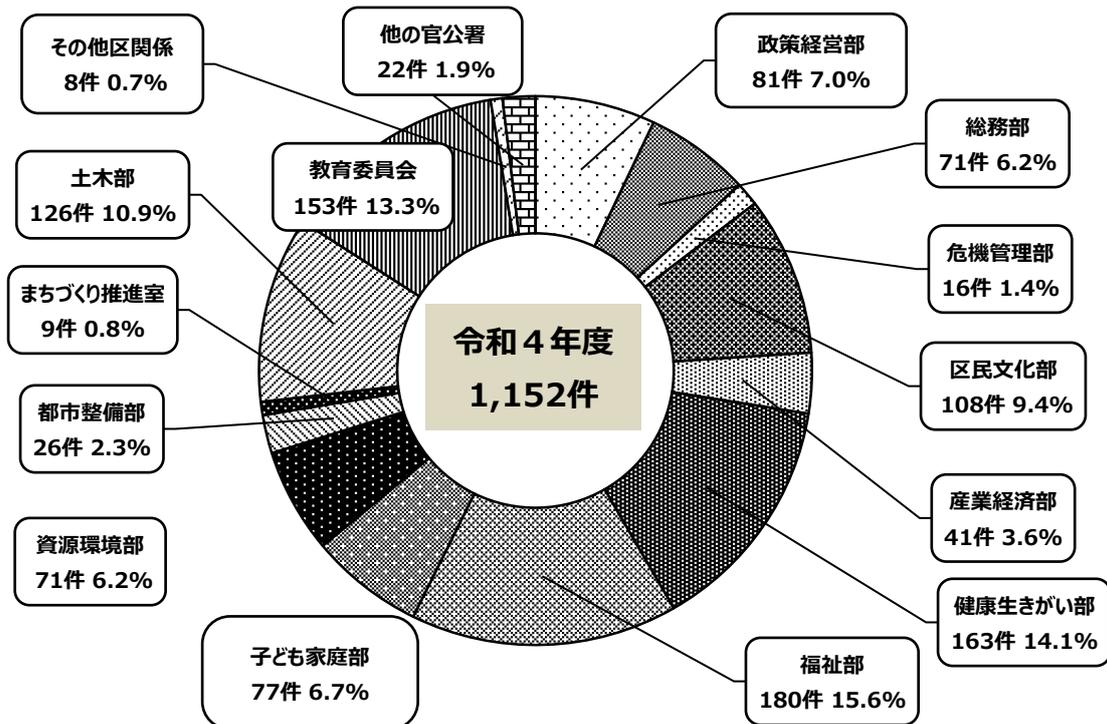


② 所管別受付件数

(単位：件)

所 管	計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合 せ	そ の 他
政策経営部	81 (40)	26 (20)	22 (15)	1 (0)	14 (2)	5 (1)	13 (2)
総務部	71 (35)	7 (5)	24 (22)	0 (0)	36 (8)	0 (0)	4 (0)
危機管理部	16 (11)	5 (4)	7 (6)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (0)
区民文化部	108 (86)	30 (28)	27 (24)	0 (0)	48 (32)	1 (0)	2 (2)
産業経済部	41 (33)	18 (16)	14 (14)	0 (0)	7 (1)	1 (1)	1 (1)
健康生きがい部	163 (74)	40 (27)	32 (23)	3 (3)	83 (17)	3 (2)	2 (2)
福祉部	180 (58)	32 (16)	25 (17)	1 (0)	114 (22)	4 (1)	4 (2)
子ども家庭部	77 (62)	31 (30)	22 (21)	1 (1)	15 (4)	1 (1)	7 (5)
資源環境部	71 (50)	27 (21)	25 (21)	1 (1)	17 (6)	0 (0)	1 (1)
都市整備部	26 (21)	11 (10)	5 (5)	0 (0)	5 (1)	4 (4)	1 (1)
まちづくり推進室	9 (8)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (3)	0 (0)
土木部	126 (112)	55 (50)	44 (43)	0 (0)	18 (11)	5 (4)	4 (4)
教育委員会	153 (137)	57 (54)	57 (56)	1 (1)	30 (19)	5 (5)	3 (2)
その他区関係	8 (5)	4 (2)	2 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
他の官公署	22 (22)	11 (11)	6 (6)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1,152 (754)	358 (298)	313 (276)	11 (9)	395 (127)	32 (22)	43 (22)

※ () は「区長への手紙」による受付分で内数。



(2) 「区長への手紙」 処理状況

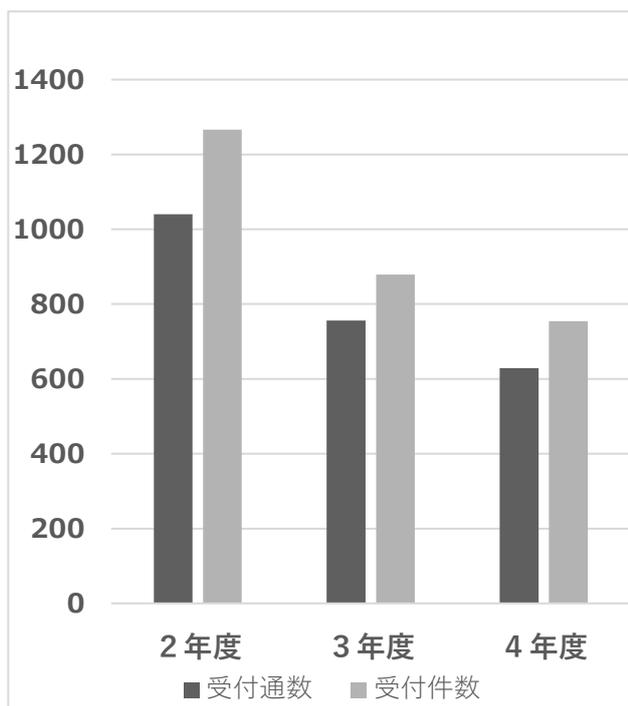
①年度別受付通数・件数

(単位：通) (単位：件)

年 度	受付通数	受付件数
令和2年度	1,040 (778)	1,266 (912)
令和3年度	756 (491)	879 (567)
令和4年度	629 (388)	754 (455)

※受付件数は、1通の中に複数の要望・意見などがある場合、各々を1件として積算した件数を示す。

※()は、区民の声収集システムによる受付分で内数。



令和4年度の「区長への手紙」の受付通数は、前年度に比べ127通の減で、受付件数は125件の減となっています。受付件数のうち区民の声収集システムでの受付は455件(60.3%)でした。

②年代別受付通数

(上段単位：通、下段単位：%)

年 度	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不明
令和2年度	1,040	10	37	105	162	108	84	61	21	452
	100	1.0	3.6	10.1	15.6	10.4	8.1	5.9	2.0	43.5
令和3年度	756	14	11	62	89	79	86	60	23	332
	100	1.9	1.5	8.2	11.8	10.4	11.4	7.9	3.0	43.9
令和4年度	629	9	11	59	95	67	81	41	8	258
	100	1.4	1.7	9.4	15.1	10.7	12.9	6.5	1.3	41.0

令和4年度における「区長への手紙」の差出人の年代は、41.0%が不明(未記入)となっています。

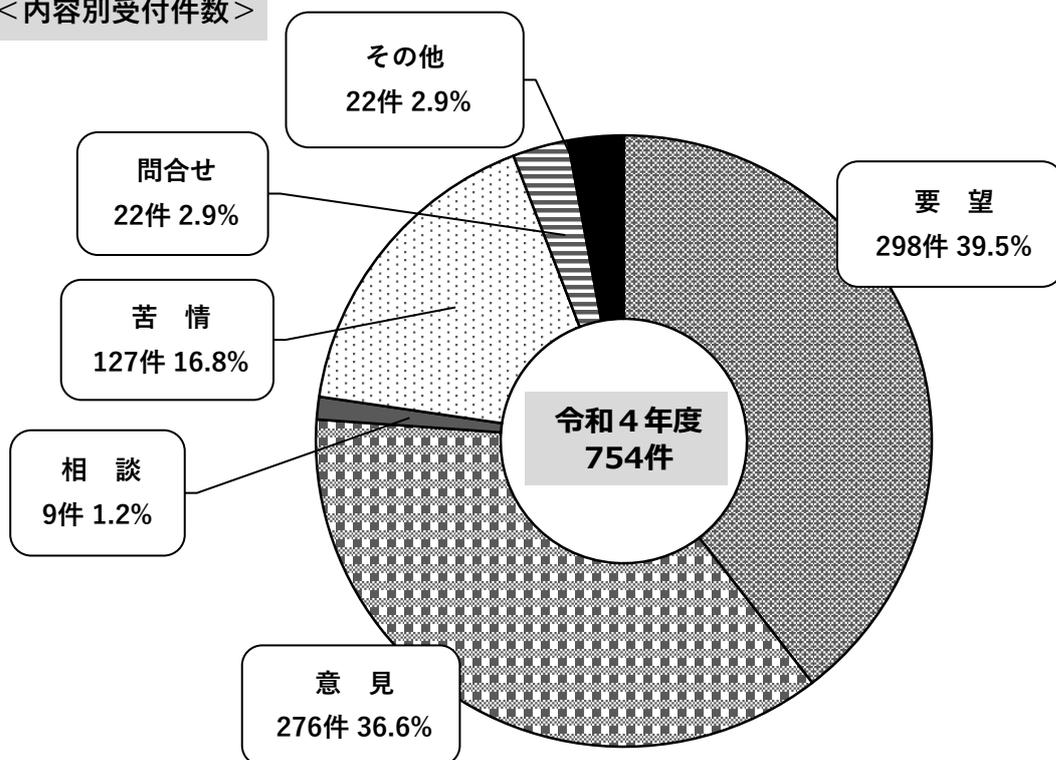
記入のある方を年代別にみると40歳代の方が95通(15.1%)と最も多く、次いで60歳代の方が81通(12.9%)となっています。

③内容別受付件数

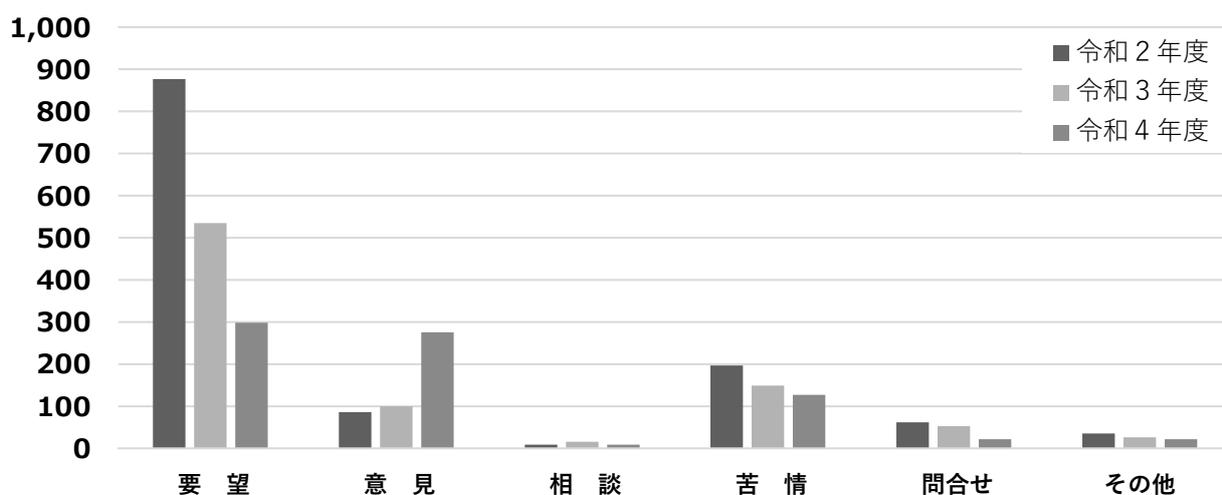
(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和2年度	1,266	877	86	9	197	62	35
令和3年度	879	535	100	16	149	53	26
令和4年度	754	298	276	9	127	22	22

<内容別受付件数>



<内容別受付件数の推移>

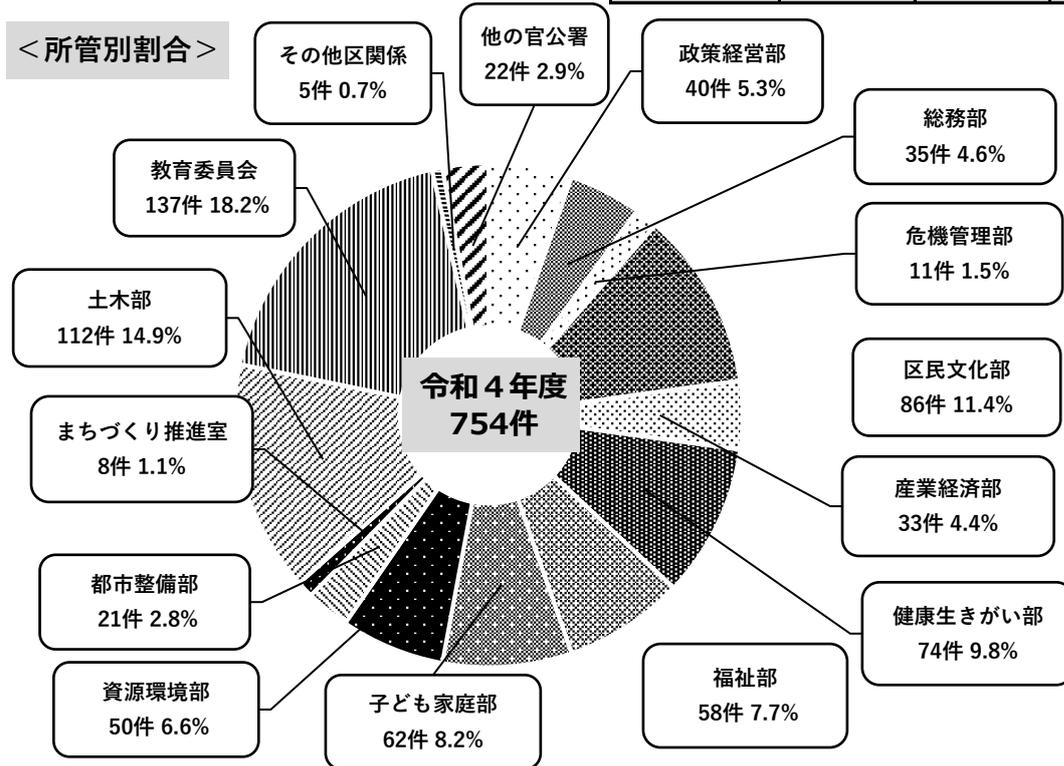


令和4年度における「区長への手紙」を内容別にみると、「要望」が298件(39.5%)と最も多く、次いで「意見」276件(36.6%)、「苦情」127件(16.8%)となっています。

④所管別受付件数

所 管	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	1,266件	879件	754件
政策経営部	108	49	40
総務部	53	31	35
危機管理部	72	8	11
区民文化部	149	87	86
産業経済部	52	14	33
健康生きがい部	178	201	74
福祉部	58	62	58

所 管	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども家庭部	140	53	62
資源環境部	71	54	50
都市整備部	42	18	21
まちづくり推進室	—	6	8
土木部	148	96	112
教育委員会	151	172	137
その他区関係	4	8	5
他の官公署	36	20	22
その他	4	0	0

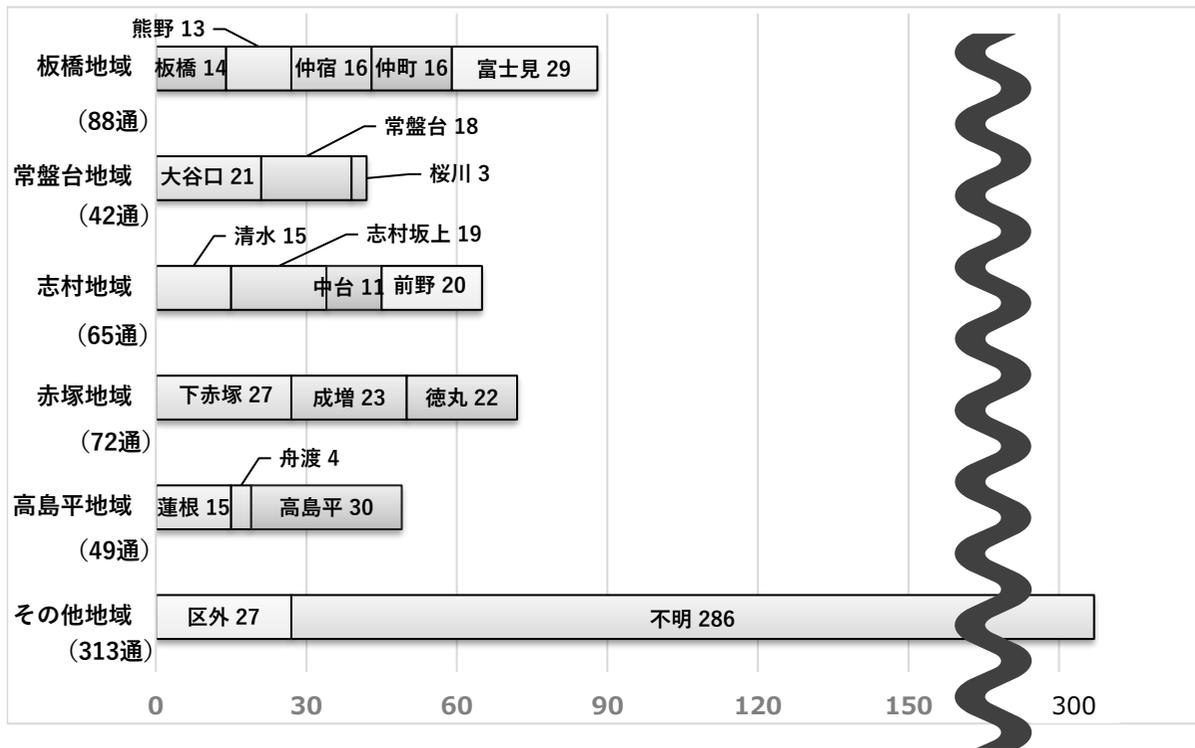


⑤施策別受付件数の推移

順位	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
1	児童・保育 128件 10.1%	保健・衛生 136件 15.5%	学校・教育 91件 12.1%			
2	学校・教育 112件 8.8%	学校・教育 112件 12.7%	公園・緑化 51件 6.8%			
3	公園・緑化 79件 6.2%	児童・保育 51件 5.8%	道路・橋梁・河川 46件 6.1%			
4	防犯・危機管理 66件 5.2%	道路・橋梁・河川 40件 4.6%	体育施設 32件 4.2%			
5	特別定額給付金 57件 4.5%	図書館 公園・緑化 38件 4.3%	戸籍・住記事務 30件 4.0%			
受付数	1,266件	879件	754件			

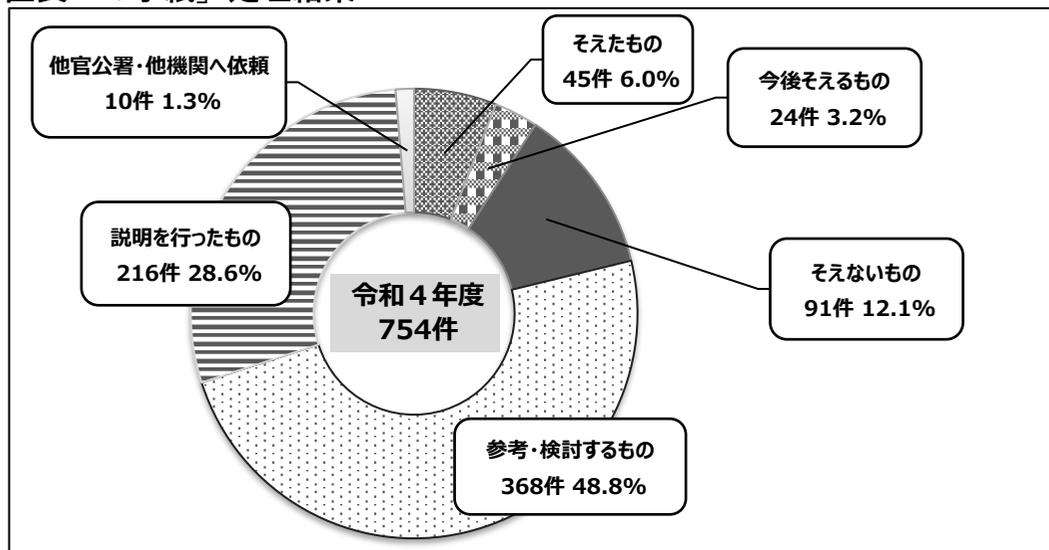
令和4年度の施策別受付件数では、「学校・教育」が91件（12.1%）と最も多く、次いで、「公園・緑化」が51件（6.8%）、「道路・橋梁・河川」が46件（6.1%）が上位に位置しています。令和2年度から令和4年度にかけては、「学校・教育」「公園・緑化」「道路・橋梁・河川」が比較的多くなっています。

⑥地域（地域センター）別受付通数



地域センター担当地域別の受付通数で最も多かったのは、板橋地域(88通)でした。次いで赤塚地域(72通)、志村地域(65通)、高島平地域(49通)、常盤台地域(42通)の順になっています。なお、その他は313通(49.8%)あり、電子メールの増加とともに、差出人の住所が記載されていない手紙が見られるようになってきています。

⑦「区長への手紙」処理結果



「区長への手紙」の処理結果をまとめると、意見・要望等に「そえたもの」と「今後そえるもの」の合計が69件(9.2%)になります。また「参考・検討するもの」は368件(48.8%)、「説明を行ったもの」216件(28.6%)、「そえないもの」91件(12.1%)でした。

(3) 「区長への手紙」内容

「区長への手紙」（抜粋）の要旨と回答は次のとおりです。なお、掲載内容は回答日現在の状況となりますので、現段階の状況とは異なる場合があります。

政策経営部	
所 管 課	広聴広報課（令和 4 年 9 月 26 日受付）
件 名	公式ホームページの翻訳機能について
要 旨	<p>板橋区公式ホームページについてご意見をさせていただきます。</p> <p>公式ホームページは通常は日本語が使用言語ですが、使用端末としてスマートフォンを使った場合、言語設定を日本語以外の、英語や中国語にすると、その言語に合わせて機械翻訳の結果が表示される仕様であることを、ある知人が指摘して私が知ることになりました。作成時の言語は日本語ですが、その翻訳を使用端末の設定で強制的に翻訳されるというのは内容の正確性を保つうえで適切では無いと思いました。</p> <p>機械翻訳は最近はかなりよくなっていますが、内容の正確性や表現の適切性という点で不十分であると思います。公式ホームページでの公式な言語である日本語を通常の表示言語として固定して、翻訳をユーザーがする、しないを選択できるようにする方が適切と思います。</p> <p>そのような仕様に変更することを希望しますがいかがでしょうか。</p>
回 答	<p>区公式ホームページは、自動翻訳機能を搭載し、国籍が多様化するホームページ閲覧者へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上、区政情報の発信力強化、SDGs の推進を図ってまいりました。</p> <p>令和 4 年 4 月に、従前の任意の言語を選択し、翻訳ページに遷移する仕様から、パソコン、スマートフォンで設定した言語に合わせて、自動で翻訳される仕様に変更いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり、自動翻訳では内容が正確に表示されないことがあり、これは仕様の変更前・変更後においても同様です。しかしながら、日常的に使用する言語でストレスなく必要な情報を取得できることが、閲覧者にとって、メリットが大きいと判断し現在の仕様を導入した次第です。</p> <p>なお、パソコン、スマートフォンで設定した言語に合わせて、自動翻訳されますが、画面右下に表示されます「言語選択ボタン」で任意の言語に変更することが可能です。</p>
所 管 課	広聴広報課、障がい政策課（令和 4 年 10 月 3 日受付）
件 名	問い合わせ先に必ずメールのアドレスを。
要 旨	<p>広報に記載の問い合わせ先は、ほとんど電話のみです。ファクシミリを持っていないため、区役所やさまざまな場所への問い合わせが、メールまたはチャットで行えると本当にありがたいです。</p> <p>今やデジタル社会。電話ができる場合でも、メール対応も可なところが増えてきました。区民は、聴こえる人、視える人だけではありません。メール対応システムを</p>

作っていただけたらと思います。

また、メールの場合は、返信が遅れるというのも時代には即わないと思います。窓口でも、音声認識ソフトを導入して、筆談という旧式な情報保障ではなく、同時にやり取りできるようソフトを入れてください。

回 答

広報及びメール対応について、お答えいたします。

広報紙は紙面に限りがある事から、多くの情報を掲載するため、簡潔な表現により編集、発行をしております。このため、本来であれば、複数の問い合わせ方法を入れることが望ましいのですが、一部の記事に二次元コードを掲載し、広報紙に記載のない情報を確認できるよう、区ホームページをご案内することに紙面上はとどまっています。広報紙の掲載記事の多くは、区ホームページにも掲載されておりますので、お手数ではございますが、ご利用いただければと存じます。

また、区ホームページには、区民サービスやイベントなどへのお問い合わせやご意見などを、フォームメールを使用して、ご送信いただく機能がございます。区ホームページの各ページ下部にあります「このページに関するお問い合わせ」内の「お問い合わせは専用フォームをご利用ください」を押下していただくなどの方法がございます。「区民の声収集システムの概要」のページに説明を記載しておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

お問い合わせ、ご意見などには、速やかにご回答するよう努めておりますが、内容によって調査を要するため、回答までお時間をいただく場合もございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

次に、窓口への音声認識ソフトの導入などについて、お答えします。

令和4年11月から、区役所1階の庁舎案内において「どこでも通訳」という通訳者がテレビ電話越しに対応するもので、外国語と手話への対応が可能となっております。「どこでも通訳」については、庁舎案内での活用状況によって、拡大を検討いたします。

また、手話の映像をシステムに取り込み、テキストデータに変換し、文字として翻訳するシステムを事業者と研究中です。まだ、実用化に至っておりませんが、区役所の職場内で実験を行っているところでございます。

このほかにも、システムではございませんが、区役所内では手話通訳を交えて相談できるよう、手話相談員を2階に配置しています。また、手話についての理解啓発として、区役所の職員向けに「手話ニュース」を発行しております。簡単なあいさつの紹介や、言語としての手話の理解、聴覚障がい者への対応について、このニュースを通じて周知しております。

区では、聴覚障がいだけでなく、全ての人々が支障なく情報取得などができる環境整備や、職員をはじめ区民の方への理解促進も重要な課題と考え、今後も対応してまいります。

所 管 課

広聴広報課（令和5年2月14日受付）

件 名

えほんのまちのアイデア

要 旨

えほんのまちとして、産業見本市のように、いたばし絵本見本市として国内の出版社や海外の出版社を誘致又は招致して体育館などで開催してはどうでしょうか。その際にポローニャ絵本見本市のようにイラストコンクールや絵本コンクールを開

いたりしてもいい気がいたします。

ポーロニャと違うのは、著作権の買い付けだけの会ではなく、子育て支援面で読み聞かせの場があったり、工作ワークショップがあったり、一般の人にも絵本がその場で買える点として、区民全員が絵本を楽しみ、買い、学び、作家を養成できる場にできると考えました。

気候変動を受けて、紙の値段も上がり、環境に配慮した本づくりの在り方も SDGs の面で対処したブックフェアになったらよいと思います。

回 答

絵本のまちなアイデアについての様々なご提案を興味深く拝見いたしました。

「絵本のまち板橋」は、子どもから大人まで、あらゆる人が絵本に親しみ、絵本を通じて自己、他者そして社会と交流し活動が生まれるだけではなく、創作者が集まり、交流を通じてその能力が発揮され、新しい絵本や絵本文化が想像されるまちをめざしております。

また、区は令和 4 年に SDGs 未来都市に選定され、より一層 SDGs の観点を考慮したイベント開催の必要性が高まっております。

このたび、いただきました見本市やコンクール、ワークショップなどが一体となったブックフェアに関するご意見につきましては、今後のイベント検討の際の参考にさせていただきます。

危機管理部

所 管 課

防災危機管理課（令和 4 年 8 月 4 日受付）

件 名

振り込め詐欺の対策について

要 旨

「振り込め詐欺」の手口が本当に巧妙になり、被害額が増えるばかりです。高齢者の方は、電話が鳴ると、たとえ留守番設定やナンバーディスプレイに覚えのない番号でも、受話器を取ってしまうなどが根本にあるのではと思います。自分は大丈夫、と思っている人ほど、ついつい電話を取ってしまう傾向があるように見受けられます。

「詐欺対策モード」に切り替わる本体の横に設置できる機器があり、お持ちの方に聞くと貸与とのことで、警察からは高齢者宅に必要な人にはと聞いています。板橋区では、そのような機器貸与の取り組みは行われているのでしょうか。板橋区としても、警察と連携して取り組んでいただきたく、ご一考をお願いします。

回 答

区内における特殊詐欺被害は増加傾向にあり、ご心配のことと存じます。

警察も捜査に全力を尽くしておりますが、区といたしましても、区民を犯罪から守るべく、様々な施策を講じているところです。

まずは、区内各警察署と協力し、詐欺の電話があった地域に青色防犯パトロールカーを急行させ、注意喚起の放送をするようにしています。その地域にお住いの方々に注意をしていただくとともに、「受け子」と呼ばれる犯人の一部がその地域に潜んでいる場合があるため、その犯人に警告を与えています。

次に振り込め詐欺を防止する、「簡易型自動通話録音機」を 65 歳以上の区民の方に無料で配付しています。誰でも簡単に設置ができるうえに効果が高いと大変好評を得ています。ご要望の際には、警察署や区役所までご相談いただきたく存じます。

また、特殊詐欺の被害防止には、「迷惑防止機能付き電話」や「自動通話録音機」の設置が有効な手段の一つです。区では、それらの対策機器等を区内の店舗で購入し

た区民の方へ補助金を交付しています。こちらの制度につきましても、ぜひ、ご活用ください。

なお、これらの事業につきましては、区公式ホームページや区広報紙等で周知をさせて頂いております。

区では、今後も区内各警察署と連携し、特殊詐欺被害が一件でも減るように努力するとともに、安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

区民文化部

所 管 課	戸籍住民課（令和 4 年 12 月 19 日受付）
件 名	高齢者死亡の場合の各種手続きを総括対応できる係の設置について
要 旨	<p>高齢者が死亡していた場合の手続きがとても不便。親族も高齢になっており、窓口をたらい回しされ、手続きが非常に煩さとなっている。</p> <p>高齢者の人口が多く、亡くなる方も多いと思われ、多くの高齢者の方が不便に感じている。高齢者は身体的にも弱者なため大いに助かる。</p> <ul style="list-style-type: none">・各種手続きが一か所でできるように総括した窓口を設置し、業務の効率化及び死亡した家族の利便性を図るよう改善する。・出生の場合も同様の窓口を設置する。
回 答	<p>ご要望いただきました 2 点、(1) 亡くなられた方の各種手続きを総括対応できる窓口の設置と (2) 出席届に係る各種手続きを行う窓口の設置についてお答えします。</p> <p>はじめに、(1) について、お答えします。</p> <p>昨今、超高齢化社会の進展により、ご遺族も高齢であるなど、手続きを行う方の負担増加といった新たな問題が生じていることは認識しております。</p> <p>そのため、現在、死亡手続きに係る相談窓口「おくやみコーナー」の設置と「おくやみハンドブック」の作成に向けて準備を進めているところです。詳細につきましては、広報いたばしやホームページ等でお知らせしてまいりますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>次に、(2) について、お答えいたします。</p> <p>区では、ご利用になれる方が多い窓口を 1～3 階の低層階に集約するとともに、受付案内システムにより、窓口が異なる複数の手続きを一度に受付発券することで、待ち時間の削減を図るよう取り組んでおります。</p> <p>出生届を受け付けた場合、戸籍住民課の窓口職員は、対面で児童手当や乳幼児医療等その他必要な手続きを確認し、次の窓口をご案内しております。その際、システム端末により、次の窓口にお客様情報をお届けし予約することで、スムーズに複数窓口で手続きできるよう対応しているところです。</p> <p>窓口職員が、コンシェルジュとなり一人ひとりの状況に応じたご案内を行っておりますので、出生届の場合につきましては窓口設置の予定は、現在ございませんが、手続きをされるお客様のご意見を伺いながら、引き続き改善に努めてまいります。</p>

産業経済部

所 管 課	赤塚支所（令和 4 年 4 月 19 日受付）
件 名	区民農園について
要 旨	<p>今年初めて区民農園をお借りして、畑仕事を楽しんでいます。</p> <p>種まきして、芽が出て、という様子は見ているだけでも楽しいです。</p>

区民農園をお借りすることができて、とてもうれしく、またありがたく思っています。

ただ残念なことがひとつあり、区民農園をお借りできるのは1年未満で、冬を越して、5、6月に収穫する玉ねぎなどは、期間の関係で栽培することができません。いろいろな野菜を育ててみたいのですが、例えば2年契約でお借りできるような仕組みは作れないでしょうか？

区の区民農園の半分を隔年で抽選するなどの仕組みは難しいでしょうか。ご検討くださいますようお願いいたします。

回 答

日頃から、区民農園をご利用いただきありがとうございます。

ご要望いただきました区民農園のご利用期間について、お答えいたします。

区民農園事業における農地は、農地所有者から区がお借りして、区民の皆様にご利用いただいておりますが、区内の農地は年々減少傾向にありまして、区民農園用地も少しずつ減少しております。このような状況の中、農地所有者の方が、区へ農地を貸しやすくして、なるべく多くの区民農園用地を確保するために、農地所有者との借用契約期間を1年間としております。

また近年、インターネット、テレビなどのマスメディアにおいては、家庭菜園が紹介されることも多く、例年、区民農園の申込み平均倍率は、約1.6倍と人気の事業となっています。このため、区民農園用地の借用期間が1年間であることや、利用を希望される多くの区民の皆様へ、ご利用の機会を提供していくことを考え、区民農園の利用期間を1年間としております。

今回、ご要望いただきました複数年における区民農園の貸し出しについては、すぐにご要望にお応えすることは難しいと考えておりますが、今後、区民農園事業の運営を見直していく際には、今回いただきましたご意見を踏まえて、検討させていただきます。

健康生きがい部

所 管 課 生活衛生課（令和4年6月20日受付）

件 名 ネズミをよく見ることについて

要 旨 最近、商店街や自宅付近でネズミが道路を横断したり、駐車場に死骸がある事をよく見かけるようになりました。ねずみは疫病を運んでくると聞いたことがあり、増えているのではないかと心配になっています。他にもねずみが増えているなどの意見はありますでしょうか。また何らかの対応とかはされているのでしょうか。ご意見を聞かせて頂けたらと思います。

回 答

ネズミの生息についてご不安を感じていらっしゃるということについて心中お察しいたします。

お問い合わせの件についてお答えいたします。

区内のネズミ相談件数は平成13年をピークに減少傾向にありますが、住宅街などのネズミによる相談被害はここ数年も一定数寄せられています。現時点では増加傾向はみられませんが、ネズミの増減についてはわからないことも多く、引き続き注意が必要であると考えています。

全国的に都市部の建築物では主にクマネズミという種類が繁殖しています。これは一昔前に多かったドブネズミとは別種で、非常に学習能力や運動能力の高いネズミ

です。このため、従来ドブネズミ対策として行われていたわなや毒えさによる方法だけでは駆除が困難であるのが実情です。

保健所をはじめとする行政や駆除業者、研究機関等で様々な駆除手法が検討されていますが、現在のところ、「ネズミのすみ着かない環境づくり」((1) えさを与えない、(2) 侵入口をふさぐ、(3) 巣をつくらせない) が、既に被害にあっているご家庭でも、被害の予防を考えているご家庭でも、最も有効で、かつ、欠かせない対策であると考えられています。そのため、保健所では「ネズミ駆除作戦」というパンフレットを作成し、区ホームページや窓口等で周知を行っているほか、ネズミ被害の最も増加する冬季に向け、毎年秋に「広報いたばし」への記事掲載を行っております。クマネズミは寒さに弱く屋外では越冬できません。しかも、えさとして好む果実が冬季には少なくなるため、人家に侵入して被害を与えることが多くなります。そこで、一年の中でも、特にこの時期にしっかりと環境づくりをすることが重要であると考えております。

また、保健所の窓口や電話等では、随時ネズミの相談を受け付けております。ご自身で対策を行っても、なかなか解決できない場合は、現場での駆除方法の説明や、専門駆除業者の団体で実施している電話相談窓口の照会も行っています。

お問い合わせのネズミの死がいについては、個人の方や事業所で毒えさ等を使用している場合があります。その結果、ネズミの死がいが見える場所に出てきた可能性があります。ネズミ由来感染症は、人がネズミにかまれたり、ネズミの体に触れることにより直接的に感染する場合と、ネズミの糞や尿中に排泄された病原体が飲み水や食品を汚染し、経口的に取り込まれる場合があります。そのため、ネズミに直接触れるようなことがなければ感染のリスクは少ないものと考えます。

今後も、より有効な駆除方法を検討し、また、最善の情報提供を心がけて参りたいと思います。

福祉部	
所 管 課	生活支援課（令和4年9月8日受付）
件 名	子ども食堂支援事業について
要 旨	<p>2年前に板橋区が作成された「子どもの居場所マップ」の復刻を要望します。</p> <p>現在掲載されているマップではやめられた子ども食堂もあり、新たに参加された子ども食堂は当然区内では認知されておらず、年1回の連絡会議でも意見交換の時間すら不足しており、横のつながりもなく、連絡網すらありません。</p> <p>前回同様マップを作成して区内の小中学校に配るだけで助かる家庭も増えるのではないのでしょうか。できれば幼稚園・保育園まで配れば、認知度としてはかなりの効果が期待できると思います。</p> <p>区長として現状をご理解いただき、せっかく有志が増えようとしている区内の子どもの居場所を提供されている個人、団体の区への信頼を低下させないでいただきたいと切に思います。</p> <p>今一度、生活支援課と社会福祉協議会の連携体制及び個人・団体への関わり方を明確にしていきたいと思っております。</p>
回 答	「子どもの居場所マップ」と「子ども食堂への関わり方」について、ご意見をいただきました。

この件につきまして所属長に確認したところ、令和 3 年度に子どもの居場所マップとして印刷物を作成しましたが、子ども食堂をやめてしまった団体様や新たに開始される団体様など、内容が随時更新されることから、今後は、簡易的なチラシを作成し、ホームページでの周知につなげていくという方針で検討を進めているとの報告を受けました。

また、生活支援課と社会福祉協議会の連携体制については、事業スキームの構築に伴う検討や補助金の交付等は板橋区が直接対応しておりますが、子どもの居場所活動団体の育成やネットワーク化等については、社会福祉協議会への委託事業として実施しております。

今回のご意見については、社会福祉協議会へ伝えているとの報告を受けました。

今後、周知方法のあり方や委託事業の内容の精査、社会福祉協議会への事業内容に沿った適切な指示を行うなど、改めて子どもの居場所支援事業として地域での活動の発展に期する内容として取組を進めていきます。

板橋区としても子ども食堂に対して積極的に支援していきたいと考えております。

子ども家庭部

所 管 課	保育運営課（令和 4 年 10 月 3 日受付）
件 名	板橋区の保育園の保育士の人数について
要 旨	<p>先日、テレビで保育士さんが大変だというテーマでの放送がありました。それを見ていたら、国が定める保育士配置基準というものがでていて、0 歳児 3 人に保育士 1 人、1 歳児から 2 歳児 6 人に保育士 1 人、3 歳児 20 人に保育士 1 人、4 歳児から 5 歳児 30 人に保育士 1 人となっていて、これは戦後ほとんど変わらないとありました。非常識ではありませんか。朝から夜まで、ご飯からトイレ、オムツ替え、昼寝、散歩をすべて面倒みてごらん下さい。私は子ども 2 人だけで手いっぱいでした。</p> <p>こんなとんでもない決まりは廃止し、板橋区は新たな基準を決めるべきです。現状は違っていたとしても、こんな国の基準、法律があっては問題です。</p> <p>是非とも現区長のうちにこの基準改定までもって行ってほしいです。区長が国民の先頭に立ち、基準を変えてほしい。板橋区は東京の中でも最も進んだ区であるということを証明してほしい。</p>
回 答	<p>板橋区では、安心・安全で充実した保育を行うために、保育士配置基準を区独自に定めており、国や東京都の基準を上回る人員を配置しています。</p> <p>内容といたしましては、年齢別配置要件を手厚くしているほか、保育園の規模や運営形態に応じて保育士の加算を行っております。</p> <p>また、国や東京都において定めのない様々な要件（生後 6 か月未満の児童や障がいや発達の遅れなどにより支援が必要な児童の保育を行う場合など）につきましても、保育士の配置などを行うことにより、保育の充実を図っております。</p> <p>今後も保育水準の確保とともに、さらなる保育の質の向上に努めてまいります。</p>

資源環境部

所 管 課	資源循環推進課（令和 4 年 4 月 14 日受付）
件 名	粗大ごみ回収システムについて
要 旨	1.回収システムに改善の余地があると思います。持ち込みですが、何度か利用したことがあります。いつも他に持ち込み者はおらず、とても暇そうです。混みあって

いるならともかく、なぜ必要な時に持ち込むのではダメなのでしょうか？

2.高齢者が粗大ごみを出せずに困っているケースが多々あるのではないかと推察します。また高齢者が一般ごみを時刻通りに出せないケースもあるかと思えます。区としてはそのようなことに関する相談、対応はできるのでしょうか？

3.粗大ごみのシールが盗まれてしまい、どうしたらいいかということで、センターや清掃事務所の方と議論になりましたが、考えてみるとシール方式は、悪くないかもとも考えなおしました。回収が終わるまで領収書を置いておくよう注意喚起していただければと思います。

回 答 日頃から、板橋区の清掃リサイクル事業にご協力と高い関心をお寄せいただき、ありがとうございます。

ご意見いただきました件について、お答えします。

区では、粗大ごみの排出方法はご自宅の玄関前などの指定した場所へ収集にうかがう方法と、ご自身で持ち込んでいただく方法がございます。収集と持ち込みのどちらの場合でも区民の皆様には、お手数ではございますが事前予約をお願いしております。

これは、安全管理上、短時間の間に多数の粗大ごみが区民の方から持ち込まれた場合の混乱回避、区民の方のお車と区の収集運搬車両との錯綜防止、また粗大ごみの積み下ろしなどの作業を効率的に行うことによるものです。

また、区では、それぞれ一定の要件はございますが、ご指摘のような高齢者の方に加え、障がいのある方を対象に、粗大ごみ、一般ごみともにご自宅の玄関前まで収集にうかがっております。

そのような場合には、お住まいの地域を担当する清掃事務所にご相談いただいております。

区民の皆様には、粗大ごみを排出いただく際には、事前予約や粗大ごみ処理券（シール）の購入などお手数をおかけすることに対しまして大変心苦しく思いますが、引き続き効率的な粗大ごみ回収にご協力をお願い申し上げます。

また、粗大ごみ処理券の取扱いも含め、ごみの回収方法につきましては、今後も検討してまいります。

都市整備部

所 管 課	都市計画課（令和 4 年 12 月 7 日受付）
件 名	小竹向原の発展について
要 旨	8 月に他区から越してきたものです。小竹向原駅は特急も止まり便利だと思いきや、駅前にお店が少なく閑散としております。 カフェやファストフード店など作らないのは理由がありますか。 江古田や千川に行けばお店があるのは承知ですが、友人も同じ駅に住んでおり最寄り駅での住みやすさ向上を求めます。
回 答	小竹向原駅付近の商業施設などの不足につきましては、都市計画上の課題として区も認識しているところであり、都市計画の基本的な方針である『板橋区都市づくりビジョン（平成 30 年 3 月策定）』に、向原エリアの主な課題として、「小竹向原駅は、商業施設等の生活利便施設が不足していることや、バス路線の接続が悪いため、生活の拠点としての利便性向上が求められています。」と記載しているところです。

ご意見にありましたカフェやファストフード店などの店舗については、規模にもよりますが、板橋区内であれば、現行の法規制でも立地することが可能です（小竹向原駅の周辺は一部練馬区となっており、練馬区側は「第一種低層住居専用地域」と呼ばれる用途地域であるため、店舗の立地が厳しくなっています）。

小竹向原駅は、池袋、新宿、渋谷、横浜などの大きな都市へ一本で結ばれ、その交通利便性の高さから、今後の発展が見込まれています。

大規模マンションの建設などによる人口増加が予想されるほか、都市計画道路の整備も着実に進みつつあり、地域を取り巻く状況も大きな変化が生じると考えています。

今後も、地域の皆様からのご意見なども踏まえて、駅にふさわしいインフラ整備や街の魅力の創出などについて検討してまいります。

土木部

所 管 課 管理課（令和5年1月12日受付）

件 名 公園使用について

要 旨 所属している団体で、色々なスポーツのため公園をお借りしています。先日親子連れ
れの男性が「遊べない！子どもの公園だろ！」と凄い剣幕でした。
誰が見てもわかりやすい、「許可を得て使用中」のような「のぼり」みたいな物を区
の方で用意していただきたいのですが。全部の団体は大変なので、申請した団体だ
けにでもお願いできないでしょうか。
公園はみんなの物です。私たちも気を付けながら使用させて貰っています。どうか
皆さんがわかりやすい物をよろしくお願い致します。

回 答 公園でのご不安、ご心配につきまして、衷心よりご推察申し上げます。
お問い合わせいただいた内容について回答いたします。
区立公園は、区民の皆様をはじめとした様々な方が使う公共性の高い空間です。区
では、公園の一部を特定の方が一時的に使いたい場合、板橋区立公園条例に基づき、
公園内における行為の許可をしております。
この公園における行為の許可は、公衆の利用に支障を及ぼすものではないとして許
可してものであるため、他の公園利用者とも譲り合って使用していただくことが前
提となっています。
今回ご提案いただきました「のぼり」につきましては、公園の独占利用につながる
恐れもあるため、区としては、「のぼり」の使用については難しいと判断しておりま
す。
また、他の来園者及び近隣住民に迷惑をかけたりすることのないように十分に配慮
し、他の利用者と軋轢が生じる場合、区は公園における行為の許可申請をされた方
が、誠意をもって対応することを、許可の条件としております。
そのため、大変心苦しいお願いではありますが、他の方々と共同で公園を利用して
いただくためには、これまで通りに誠意をもってご対応していただき、他の利用者
から許可書の提示を求められた場合に備え、許可書の携行をお願いしたく存じます。
ご提案の内容を参考とさせていただき、公園を利用する方々が、譲り合いながら気
持ちよく使用していただくため、公園利用のルールづくりの一助に活かしていきま
す。

所 管 課	土木計画・交通安全課（令和 5 年 1 月 31 日受付）
件 名	中板橋駅前の自転車置き場について
要 旨	<p>既に何件も意見が届いていることと思いますが、中板橋駅前の乱雑な自転車置き場を変えて頂きたいです。</p> <p>できたら品川駅や大塚駅のように地中に自転車置き場ができるとありがたいですが、立地的に難しいと思うのでせめて区画整理等で駐輪場を広くしたり立体駐車場を設置する等の策はとれないでしょうか。</p> <p>あまりにも見た目が汚く、素敵な街なのにもものすごく治安が悪く見えます。大山駅の次は是非こちらに着手頂けると幸いです。</p>
回 答	<p>中板橋駅南口自転車駐車場の景観について、ご説明いたします。</p> <p>昭和 50 年代頃から全国的な放置自転車の増加を受け、中板橋周辺でも自転車駐車場の確保に努めてまいりました。しかし収容力のある土地の確保が難航し、昭和 63 年に中板橋駅前に東武鉄道から土地を借用することができ、現在の自転車駐車場の設置に至っています。その後、対策をさらに強化するために、当該自転車駐車場について場内を最大限利用して放置防止に努めるとともに、引き続き自転車駐車場の適地を探しておりますが、抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>ご指摘いただきましたとおり、今後のまちづくり事業の中で街の景観にマッチした自転車駐車場の整備の可能性について検討させていただきます。併せて、引き続き駅周辺での適地の確保に努めるとともに、場内の整理整頓など、景観を損ねない運営をするよう努めてまいります。</p>

教育委員会事務局

所 管 課	教育支援センター（令和 4 年 4 月 11 日受付）
件 名	学校提出書類の改善要望
要 旨	<p>子供が区立小学校に通っているのですが、入学時に提出する書面について改善したほうが良い点を要望としてお伝えします。</p> <p>提出書面で至る所に連絡先、保護者情報を記載する形式となっておりますが、記入量が多く毎回同じ内容であるため、保護者・連絡先情報は一つに集約し、複数の書面で保護者・連絡先情報を記載することを避けるべきです。運用としても、連絡先の順で書いてある書面があるにもかかわらず、その順に連絡がこないなど弊害がありました。</p>
回 答	<p>区立小学校への入学に際し、ご提出をいただく書類が多く、保護者様には、多大なご負担をおかけしたと存じます。</p> <p>ご意見をいただいたことにつきまして、教育委員会事務局に確認いたしましたところ、区立学校では、緊急で保護者様に連絡を取る必要が生じた場合等に備え、保護者様の連絡先をご記入いただいた書類を、個人連絡用や引き渡しといった目的ごと、また、職員室や保健室等の保管場所ごとに、複数の書類をご提出いただいていることを確認いたしました。</p> <p>ご提出いただいた書類は、それぞれの目的に応じ、速やかに保護者様にご連絡するためのものではございますが、ご指摘いただきましたとおり、保護者様のご負担や、運用上の弊害を勘案いたしますと、今後改善が必要な課題であると認識しております。</p>

	<p>区立学校におきましては、学校・保護者間の連絡手段のデジタル化の取組の一環として、欠席・遅刻連絡やアンケートのオンライン化、お便りのデジタル配信等に段階的に取り組んでおります。</p> <p>入学時の提出書類も含め、デジタル化の取組を一層強化しつつ、紙でご提出いただく必要のある書類についても、内容や記入箇所を精査し、保護者様の負担軽減に向け検討するよう教育委員会に伝えました。</p>
所 管 課	地域教育力推進課（令和 4 年 11 月 21 日受付）
件 名	小学生のための遊び場
要 旨	<p>私は放課後にお友達と遊ぶ時間がとても好きです。</p> <p>ですが、近くには小学生などが自由に過ごせる児童館などがありません。中央図書館もお引越してしまいました。公園は夏はとても暑くて、冬はとても寒いです。子どもたちが安心して過ごせる室内があったら嬉しいです。あと、公園では小さい子もいてボール遊びや遊具でものびのび遊べません。思いっきりボール遊びもできる場所も欲しいです。</p>
回 答	<p>区では、放課後に小学生が安全で安心して過ごせる居場所として、「あいキッズ」を運営しています。利用登録をしていただければ、その学校に通う子どもたちは誰でも利用することができます。</p> <p>あいキッズでは、お部屋の中で学習、読書、工作などをしながら過ごしたり、校庭や体育館でボール遊びや鬼ごっこなどで思いっきり体を動かしたりすることもできます。</p> <p>また、区立小学校の校庭は、土曜、日曜、祝日の午後 1 時から午後 5 時まで（10 月から 2 月は午後 4 時まで）を「子どもの遊び場」として開放しています。そのうち、午後 1 時から午後 2 時までの間は「キャッチボールとサッカーの時間」として、軟式野球ボールやサッカーボールを使った遊びができます。</p> <p>ぜひ、お友達と一緒に、あいキッズや子どもの遊び場を利用して、楽しく過ごしていただければと思います。</p>
選挙管理委員会事務局	
所 管 課	選挙管理委員会事務局（令和 4 年 7 月 11 日受付）
件 名	不在者投票について
要 旨	<p>不在者投票の案内をいただきましたが、郵送、窓口、電子（IC カードリーダーライター必須）での申請であり、いずれの方法も経済負担がある事に疑問を覚えました。</p> <p>身体障がいなどによって不在者投票を余儀なくされている方々は、選挙のたびに、障がいのない人は負わなくても済む負担を強いられているのではないのでしょうか。</p> <p>改善を検討いただきたいです。</p>
回 答	<p>区内の投票所以外で行う投票には大きく分けて不在者投票と郵便投票の制度がございます。</p> <p>不在者投票の制度では、郵送、窓口、電子での申請の際に、郵送料、交通費、カードリーダーなどの費用を請求者の方にご負担いただき、ご本人宛に投票用紙をお送りし、滞在地の選挙管理委員会で投票するものです。</p> <p>ご指摘の身体障がい者の方の投票については、障がいの等級で一定の要件を満たす方の郵便投票という制度で行います。この制度では、選挙期間になりますと、選挙</p>

管理委員会から予め登録されている方へ投票用紙の請求書をお送りしており、対象者の方のご負担なく投票できるものですが、事前の登録の際には費用負担をお願いしています。

いずれの申請についても、投票用紙の往復の費用などについては区など公費での負担としておりますが、当初の申請などについては、費用のご負担を受益者負担の観点から皆様をお願いしております。ご理解の程、お願い申し上げます。

2 区民と区長との懇談会

区民の皆様が普段の暮らしの中で感じたり考えたりした率直な意見・要望等について、区長をはじめ、区の幹部職員が直接話を伺い、可能な限り区政に反映させていくものです。

懇談会では、区民の皆様のごく身近な問題から区政全般に及ぶ問題まで幅広い発言があります。そのうち直ちに対応を要すると思われるものについては、広聴広報課から所管課・関係官公署等に連絡をとって対応を依頼しています。

(1) 実施状況

第1回 大谷口地区 令和4年5月24日（火）

会場 大谷口地域センター

区民 区民29人 区職員11人

発言数 7件

第2回 成増地区 令和4年6月22日（水）

会場 成増アクトホール

区民 区民24人 区職員9人

発言数 5件

第3回 蓮根地区 令和4年7月11日（月）

会場 蓮根地域センター

区民 区民19人 区職員9人

発言数 5件

第4回 仲宿地区 令和4年7月28日（木）

会場 仲宿地域センター

区民 区民21人 区職員7人

発言数 10件（うち公募1件）

第5回 前野地区 令和4年9月8日（木）

会場 前野ホール

区民 区民32人 区職員8人

発言数 6件

第6回 志村坂上地区 令和4年10月31日（月）

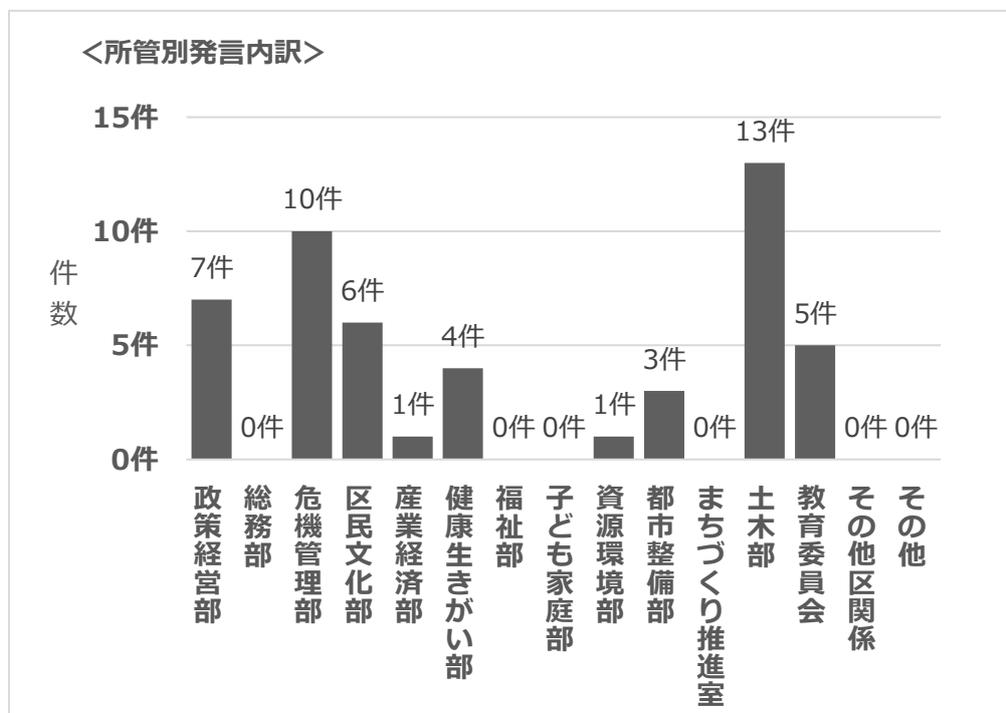
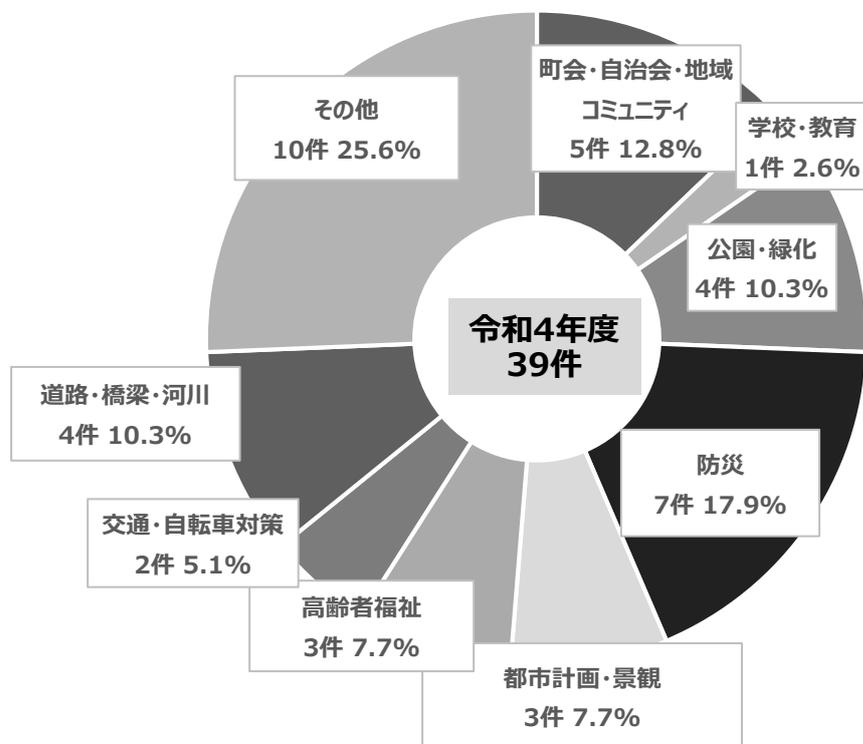
会場 志村坂上地域センター

区民 区民22人 区職員7人

発言数 6件

(2) 発言件数

令和4年度の懇談会では、合計39件の発言がありました。
内容別の内訳は、次のとおりです。



※ 1件の発言（意見）に対して複数の所管が担当する場合がありますため、発言（意見）件数の合計と所管別担当件数は一致しません。

(3) 令和4年度 区民と区長との懇談会 報告書

① 令和4年度 第1回 区民と区長との懇談会（大谷口地区）

○日時 令和4年5月24日(火) 14:00～15:30

○会場 大谷口地域センター 洋室 A

○出席者 区民 29名

区側 11名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、大谷口地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	高齢者の外出機会の支援について	健康生きがい部
2	水道管・ガス管取替え後の道路舗装工事について	土木部
3	小竹向原駅周辺の再開発について	都市整備部
4	SDGsについて	政策経営部
5	デジタル活用推進事業について	政策経営部
6	子どもたちのIT教育に関する地域の協力について	地域教育力担当部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

板橋消防団第5分団・第7分団の紹介と活動協力をお願い

【第三部】区からの情報提供

※懇談会の各回の報告書詳細については下記区ホームページに公開しております

URL : <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/publiccomment/kondankai/1039872.html>

二次元コード



② 令和4年度 第2回 区民と区長との懇談会（成増地区）

○日 時 令和4年6月22日(水) 14:00～15:15

○会 場 成増アクトホール

○出席者 区民 24名

区側 9名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、資源環境部長、土木部長、成増地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	建築・販売業者とマンション管理組合との間の町会加入情報について	区民文化部
2	避難場所について	危機管理部
3	食品トレーの回収率を高め、原油使用量を低減させることについて	資源環境部
4	大規模な公園施設の環境・安全に向けた改善策について	土木部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

高齢者の支え合いの仕組みづくり活動について

【第三部】区からの情報提供

③ 令和4年度 第3回 区民と区長との懇談会（蓮根地区）

○日時 令和4年7月11日(月) 14:00～15:30

○会場 蓮根地域センター レクリエーションホール

○出席者 区民 19名

区側 9名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、健康生きがい部長、都市整備部長、土木部長、蓮根地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	防災倉庫について	危機管理部
2	集合住宅におけるセーフティネットワーク（見守り活動）の有効的な構築について	健康生きがい部 危機管理部
3	にたば児童遊園（蓮根3-26）のトイレの整備について	土木部
4	高島通りのコミュニティバスの運行について	都市整備部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

避難所の開設関係について

【第三部】区からの情報提供

④ 令和4年度 第4回 区民と区長との懇談会（仲宿地区）

○日 時 令和4年7月28日(木) 14:00～15:20

○会 場 仲宿地域センター レクリエーションホール

○出席者 区民 21名

区側 7名

区長、政策経営部長、危機管理部長、区民文化部長、都市整備部長、
土木部長、仲宿地域センター所長

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	町会・自治会が抱える問題について	区民文化部
2	町会会員を増やす施策について	区民文化部
3	仲宿商店街と板橋区役所前駅周辺のまちづくりについて	都市整備部
4	帝京大学医学部附属病院周辺地域の開発について	土木部
5	帝京大学医学部附属病院周辺における信号機の設置と石神井川緑道の桜について	土木部
6	横断歩道設置の提案について	土木部
7	山中児童遊園内トイレ設置について	土木部
8	いたばし総合ボランティアセンターについて	区民文化部 政策経営部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

- 1 小・中学校の学区域を中心とした防災訓練
- 2 備蓄倉庫内の資材の使用方法及び運営訓練の実施方法

【第三部】区からの情報提供

⑤ 令和4年度 第5回 区民と区長との懇談会（前野地区）

○日 時 令和4年9月8日(木) 14:00～15:15

○会 場 前野ホール

○出席者 区民 32名

区側 8名

区長、政策経営部長、区民文化部長、土木部長、教育委員会事務局次長、
地域教育力担当部長、前野地域センター所長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	地域人材の掘り起こしについて	区民文化部
2	前野町三丁目集会所の跡地利用について	政策経営部
3	区道の維持管理及び道路管理者への要望について	土木部
4	歩きスマホ・自転車走行の禁止について	土木部
5	区内の公立学校における教育環境の充実について	教育委員会事務局

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

- 1 前野小学校のコミュニティ・スクール委員会の取組について
- 2 地域コーディネーターと学校の関係性について
- 3 学びのエリアの見直しについて

【第三部】区からの情報提供

⑥ 令和4年度 第6回 区民と区長との懇談会（志村坂上地区）

○日 時 令和4年10月31日(月) 14:00～15:00

○会 場 志村坂上地域センター

○出席者 区民 22名

区側 7名

区長、政策経営部長、区民文化部長、土木部長、危機管理部長、
産業経済部長、広聴広報課長（司会）

【第一部】質問要旨及び区長回答

	質問内容	担当部署
1	都営志村第2アパート跡地の活用について	政策経営部
2	災害（水害時）の備蓄品置場について	危機管理部
3	志村警察署移転後の跡地利用について	政策経営部
4	町会活動への行政の関わりと支援について	区民文化部
5	小豆沢二丁目31番遊び場の樹木の剪定について	土木部

【第二部】懇談（意見交換）

報告内容

1	金網公園をあずさわスポーツフィールドのサブグラウンドとして、防災・健康増進・ふれあいの広場とするための提案
2	あずさわスポーツフィールドを拡張し、船着き場公園を充実することで水辺公園としてイメージアップし、「住みたい街板橋」を実現するための提案

【第三部】区からの情報提供

3 モニター制度

区政に関して区民の皆様の意向を継続的に聴取し、行政の円滑な運営にいかすとともに、区政への住民参加を推進するため、昭和60年度から「いたばし・タウンモニター」を設置しています。任期は2年で、令和3年4月から、公募を含む48名の方をお願いしています。

さらに、区政の課題に関して区民の皆様のご意見・ご要望などを迅速に把握し、効果的に区政に反映させるため、インターネットを利用した「いたばし・eモニター」を平成15年9月から導入しました。従来の「いたばし・タウンモニター」制度に加えて、昼間お勤めしている方や若い世代の声を今まで以上に区政に取り入れるために始めたものです。任期は2年で、令和3年4月に170名の方をお願いしました。

モニターの方々には、アンケートの回答、その他区政全般についての情報・要望・意見等を随時お寄せいただいています。

(1) モニターの属性【令和4年4月現在】

① いたばし・タウンモニターの属性（48名）

【年代別内訳】

20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
0人	3人	6人	7人	11人	21人	48人

【職業別内訳】

自営	会社員	主婦・主夫	学生	無職	その他
5人	11人	11人	0人	18人	3人

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

② いたばし・eモニターの属性（170名）

【性別・年代別内訳】

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
0人	16人	32人	53人	30人	31人	8人	170人

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 活動状況

■いたばし・タウンモニターアンケート、いたばし・eモニターアンケート

区政についてテーマを定め、それについてどのように考え望まれているかを、アンケートを通して調査し、区政の参考としました。

なお、調査内容・結果については、その都度報告書を作成しています。報告書は、各所属への配付、区政資料室への配架及びホームページへの掲載をしているため、省略いたします。

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第1回）

・アンケート項目　「板橋区の自殺対策について」

・調査目的

自殺対策に関する意識や区の取組に関する認知度を確認することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　170人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年5月13日～令和4年5月27日	
回答結果	回答数　35通（回収率72.9%）	回答数　64通（回収率37.6%）

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第2回）

・アンケート項目　「パートナーシップ制度について」

・調査目的

パートナーシップ制度に関する意見を集め、検討を進める上での基礎資料とすることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　170人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年6月7日～令和4年6月20日	
回答結果	回答数　31通（回収率64.6%）	回答数　56通（回収率32.9%）

◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第3回）

・アンケート項目　「板橋区民まつりについて」

・調査目的

区民まつりに関する認知度や満足度を確認し、今後の事業展開に資することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　48人	いたばし・eモニター　　169人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年11月28日～令和4年12月9日	
回答結果	回答数　32通（回収率66.7%）	回答数　51通（回収率30.2%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第4回）

- ・アンケート項目 「区立文化会館大ホールの活用方法について」
- ・調査目的

文化会館に関する意識や利用実態、要望等を確認し、今後の事業展開に資することを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 48人	いたばし・eモニター 169人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和4年12月15日～令和4年12月28日	
回答結果	回答数 28通（回収率58.3%）	回答数 33通（回収率19.5%）

◆いたばし・タウンモニター いたばし・eモニター（第5回）

- ・アンケート項目 「情報発信について」
- ・調査目的

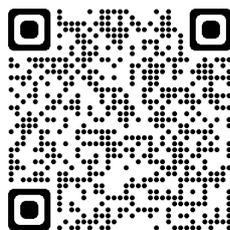
皆様の関心や取組状況等をお聴きすることで、今後、より多くの方が食品ロス削減について意識し、実践していただけるよう区の啓発事業等の参考にすることを目的とする。

調査対象	いたばし・タウンモニター 47人	いたばし・eモニター 169人
調査方法	郵送法、インターネット	インターネット
調査期間	令和5年1月18日～令和5年1月31日	
回答結果	回答数 28通（回収率59.6%）	回答数 32通（回収率18.9%）

※モニターアンケート実施結果の詳細については下記区ホームページに公開しております

URL：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/publiccomment/monitor/1007829.html>

二次元コード



4 庁舎見学等

庁舎見学は、一般区民及び小学3年生児童の社会科学習の一環として、区役所本庁舎内で実施しています。説明には、広聴広報課職員及び見学先の職員があたり、それぞれの職場で働いている職員の様子や防災センター・本会議場等を見学して区の組織や仕事について理解を深めてもらうようにしています。

平成12年度からは、中学1・2年生を対象とした職場体験学習が事業化され、区役所の業務等についての説明も実施しています。

【庁舎見学等実施状況】

年度	小学3年生		一 般		中学生職場体験		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
24	9	629人	実績なし		6	19人	15	648人
25	8	543人	実績なし		6	17人	14	560人
26	11	646人	2	40人	10	28人	23	714人
27	8	650人	14	219人	6	17人	28	886人
28	9	638人	1	16人	9	21人	19	675人
29	7	502人	1	31人	4	10人	12	543人
30	7	666人	2	36人	6	16人	15	718人
1	10	861人	実績なし		4	11人	14	872人
2	実績なし							
3	2	154人	実績なし		3	9人	5	163人
4	3	245人	実績なし		6	16人	9	261人

5 各課における広聴活動状況

(1) 広聴会・説明会等実施状況

区では、事業等の実施にあたっては、区から情報を提供するとともに区民の皆様からの意見・要望等を直接聞き、区民の皆様と区との相互理解を深める場を設けています。一般に、こうした方法は集団広聴活動といいますが、内容によって、広聴会・説明会・懇談会等の名称で開催されています。

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
政策経営部 政策企画課	板橋区本庁舎北側 公有地の活用事業 に係る建築工事説明 会	板橋区本庁舎北側公有地の活 用事業に関する建築工事説明 会	地区住民 3名	2回
	板橋駅前用地の活 用に係る説明会	板橋駅板橋口第一種市街地再 開発事業に係る進捗状況説明、 質疑応答	近隣の区民等 156名	2回
危機管理部 地域防災支援課	板橋区住民防災組 織育成連絡協議会	住民防災組織の活動方針につ いての協議及び決定	板橋区町会連合会役 員及び支部長、関係団 体代表者 38名	1回
	板橋区住民防災組 織活動方針連絡会	住民防災組織の活動方針につ いての説明及び意見交換	板橋区住民防災組織 本部長 延207名	18回
区民文化部 文化・国際交流課	文化会館・グリーン ホール利用者懇談 会	施設利用者との意見交換 ※新型コロナウイルス感染症の影 響により代替調査を実施	利用団体 10名(10団体)	—
産業経済部 くらしと観光課	公衆浴場関係施策 に関する懇談会	東京都公衆浴場業生活衛生同 業組合板橋支部との公衆浴場 関係予算に関する要望及び意 見交換 ※新型コロナウイルス感染症対策 のため中止	東京都公衆浴場業生 活衛生同業組合板橋 支部関係者	—

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
健康いきがい部 介護保険課	区立特別養護老人ホームみどりの苑業務移管に伴う説明会	区立特別養護老人ホーム民営化に伴い、入所者・利用者・家族に対し引継ぎ及び移管後の運営等に関する説明会を実施した。	58家族(来場61名、リモート11組)	7回
子ども家庭部 保育サービス課	保育園・幼稚園入園ガイダンス	認可保育施設だけでなく、幼稚園・認証保育所などの認可外保育施設の概要について、一元的に情報提供	子育て施設の利用を希望する方 330世帯	2回
資源環境部 環境政策課	エコポリスセンター登録団体・ボランティア等の環境活動連絡会	エコポリスセンター登録団体及び環境ボランティアと区との環境教育事業や環境協働についての意見交換会 ※新型コロナウイルス感染症対策のため1回は書面開催	エコポリスセンター登録団体代表者及び環境ボランティア 45名	5回
都市整備部 都市計画課	赤塚四・五丁目地区景観まちづくりについての地元説明	令和5年度以降に取り組みを開始する景観まちづくりについての事前説明・情報提供	地区住民 20名	2回
都市整備部 住宅政策課	区営南常盤台二丁目アパート改築に関する居住者説明会	区営南常盤台二丁目アパートを(仮称)南常盤台住宅に建て替え、現居住者は(仮称)仲宿住宅に移転する事業の説明	居住者及び関係者 30名	2回
都市整備部 住宅政策課 政策経営部 施設経営課	(仮称)区営仲宿住宅改築工事工事説明会	改築工事の着手前に請負業者の紹介や工事の方法、工事スケジュール等について近隣住民に周知する工事説明会	近隣住民及び関係者 34名	2回

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
まちづくり推進室 まちづくり調整課	不燃化特区事業説明会	事業説明、進捗報告等	大谷口一丁目周辺地区参加 7名	4回
	清水町・蓮沼町防災まちづくり協議会等	清水町・蓮沼町地区の地元組織による防災まちづくりについて検討を行う。	地区内6町会等対象 19名	2回
	高島平地域まちづくり説明会	高島平地域のまちづくりの検討状況について説明	地区住民・町会・自治会役員等 229名	4回
土木部 土木計画・交通安全課	板橋区自転車+ (プラス) 活用推進協議会	自転車と電動小型モビリティ(自転車並みの速度で走るもの)の利活用に関する協議・検討	区民、学識経験者、関係団体代表者等 延33名	2回
土木部 工事設計課	日大病院前通り無電柱化促進協議会	特別区道第2103号線及び特別区道第1921号線における無電柱化に関する検討及び協議(対面開催)	近隣の区民等 延39名	2回
教育委員会事務局 生涯学習課	大原生涯学習センター利用者懇談会	施設の登録団体が一同に会して、センターの運営に関する意見交換等を行う。	96名	1回
	成増生涯学習センター利用者懇談会	施設の登録団体が一同に会して、センターの運営に関する意見交換等を行う。	112名	1回
教育委員会事務局 中央図書館	中央図書館利用者懇談会	中央図書館・いたばしポローニャ絵本館のサービス向上のための意見交換	区民 3名	1回

(2) 公募委員選任状況

検討会・協議会等において、公募により区民を構成委員として選任し、運営しています。

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
政策経営部 経営改革推進課	板橋区行政評価委員会	区民の立場に立った客観かつ公正な評価を行うため	8名	3名	2年	5回
総務部 契約管財課	板橋区入札監視委員会	区が発注する工事について、その客観性を高め、公正性、透明性を確保するため	5名	2名	2年	2回
総務部 区政情報課	情報公開及び個人情報保護審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問に応じて審議・答申する。	15名	1名	2年	2回
危機管理部 防災危機管理課	板橋区生活安全協議会	地域社会における生活安全を推進することを目的とする。	27名	1名	2年	1回
区民文化部 地域振興課	ボランティア活動推進協議会	ボランティア活動の推進及び円滑化を図り、区民の福祉の向上に資することを目的に設置。	19名 (令和5年1月31日以降18人)	2名 (令和5年1月31日以降1人)	2年	4回 (部会3回)
産業経済部 産業振興課	板橋区産業活性化推進会議	産業振興構想 2025 及び産業振興事業計画に関する提言等を目的とする。	11名	2名	2年	1回
産業経済部 赤塚支所	農業委員会	農業委員会等に関する法律に定めるところにより、農地等の利用関係の調整や農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。	12名	12名	3年	11回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
健康生きがい部 介護保険課	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	板橋区の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち1回を書面開催	14名	2名	3年	3回
	板橋区地域密着型サービス運営委員会	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、区内の介護保険法に定める地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営を確保することを目的とする。	10名	2名	3年	1回
健康生きがい部 健康推進課	健康づくりネットワーク会議	いたばし健康まつり開催の企画・運営を区民と協働で行うため ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	12名	12名	1年	—
	板橋区健康づくり推進協議会	区民の健康づくりの推進及び保健衛生の向上に関する事項を協議する	24名	2名	2年	2回
	板橋区女性健康支援センター運営協議会	女性の健康づくりの支援を推進し、センター事業の円滑な運営を図るため。	12名	1名	2年	1回
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター	板橋区A I P推進協議会	板橋区版A I Pの深化・推進に向けた取組の方向性や課題について協議、検討を行い、その進行管理について調査、審議する。	17名	1名	3年	1回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
福祉部 障がい政策課	板橋区障がい福祉計画等策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に向けた協議	15名	1名	1年	3回
	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会	ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与すること	18名	2名	2年 ※途中辞退により1名	3回
	板橋区地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、障がい福祉関係機関の連携強化等の定期的な協議	15名	1名	2年	3回
子ども家庭部 子ども政策課	板橋区子ども・子育て会議	板橋区次世代育成推進行動計画の進捗管理・見直し等	18名	3名	2年	3回
資源環境部 環境政策課	板橋区資源環境審議会	資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図る。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催	23名	1名	2年	1回
	板橋区環境教育推進協議会	板橋区環境教育推進プランの進捗状況に対する評価・助言 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面開催	20名	2名	2年	2回
都市整備部 都市計画課	板橋区景観審議会	景観の形成に係る施策の円滑な推進のため	15名	2名	2年	2回
	板橋区公共交通会議	板橋区の公共交通に関する協議・審議	20名	1名	2年	2回
まちづくり推進室 まちづくり調整課	大山駅東地区駅前周辺地区地区整備計画変更検討会	既決定の大山駅東地区地区計画の駅前周辺地区にかかる地区整備計画の変更に向けた検討を行うことを目的とする。	14名	3名	提言書の提出まで	4回
	高島平地域まちづくり連絡会	高島平地域のまちづくりのあり方や具体化方策について意見交換を行う。	30人	4人	2年	3回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
教育委員会事務局 生涯学習課	板橋グリーンカレッジ運営協議会	板橋グリーンカレッジの運営について必要な事項を定め、適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。	8名	2名	2年	2回
教育委員会事務局 地域教育力推進課	青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	33名	2名	2年	2回

(3) パブリックコメント実施状況

区では意見募集の一方法として、パブリックコメント制度を行っています。パブリックコメントとは、区における重要施策等の策定過程において、広く区民の皆様に素案を公表し、それに対して出された意見と意見に対する考え方についても公表することで、政策決定に区民の皆様の意向をより一層反映させるとともに、区の説明責任を果たす制度です。

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
個人情報保護条例及び個人情報の取扱いについて定める関係条例の改正(案)について	結果公表	令和4年8月12日 ～8月31日	令和4年10月15日	1件 (1人)	総務部 区政情報課
(仮称)板橋区交通安全計画2025(素案)	結果公表	令和4年10月1日 ～10月15日	令和5年7月1日	5件 (4人)	土木部 土木計画・交通安全課
板橋区いのちを支える地域づくり計画2025(素案)	結果公表	令和4年12月6日 ～12月23日	令和5年3月25日	9件 (3人)	健康生きがい部 健康推進課
令和5年度板橋区食品衛生監視指導計画(素案)	結果公表	令和5年2月4日 ～2月20日	令和5年3月25日	3件 (1人)	健康生きがい部 生活衛生課

(4) 区民の声収集システム受信件数

ホームページ上には、区民の皆様からの要望・意見等を直接各課で受け付ける広聴システムがあり、迅速かつ的確に対応しています。

(単位：件)

年度/区分	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
令和2年度	8,944	1,693	655	674	649	4,563	710
令和3年度	11,025	1,576	703	763	942	6,127	914
令和4年度	8,894	1,245	505	665	1,011	4,441	1,027

※区民の声収集システムで受信したもののうち、「区長への手紙」を除く

6 相 談

区民相談室を設置し、弁護士、税理士、宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等による無料相談を実施しています。

区内在住・在勤・在学の個人の方を対象に、予約制により、専門相談員が面談のうえ、助言しています。

(1) 各種相談実施状況（区民相談）

相談種目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法 律 相 談	1,550	1,322	1,939
税 務 相 談	225	181	334
家 事 相 談	0	27	57
建 築 相 談	35	29	43
登 記 相 談	90	93	133
年金・社会保険・労務相談	21	18	31
不 動 産 取 引 相 談	45	64	115
行 政 相 談	0	0	2
人 権 相 談	0	0	0
書 類 作 成 相 談	47	34	25
青 少 年 相 談	5	3	1
更 生 相 談	3	30	29
計	2,021	1,801	2,709

※更生相談は、保護観察官による更生保護相談で東京保護観察所から出向

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の相談を休止

令和2年度：法律相談の夜間相談及び赤塚支所での法律相談。家事相談。行政相談。人権相談。

令和3年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。行政相談。人権相談。

令和4年度：法律相談の赤塚支所での法律相談。人権相談。

(2) 主要相談種目の状況（区民相談）

① 法律相談

<法律相談内容別相談件数>

相談内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 土地・家屋賃貸借関係 ③	151	② 131	③ 200
2 相隣関係	70	45	85
3 その他土地・家屋関係 ⑤	112	④ 122	④ 146
4 金銭関係 ④	141	③ 130	③ 200
5 商取引関係	54	53	43
6 夫婦・親族関係	60	66	60
7 離婚・婚約不履行関係 ②	180	⑤ 119	② 202
8 相続・遺言 ①	495	① 443	① 694
9 損害賠償	83	65	86
10 法人関係	1	2	3
11 刑事事件	14	7	9
12 交通事故	29	12	23
13 労働関係	30	29	41
14 その他	130	98	147
計	1,550	1,322	1,939

※○数字は、上位項目の順番（その他を除く）

◇ 法律講座

<法律講座参加者数>

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	内容	人数	内容	人数	内容	人数
講座名	これで安心財産管理と遺言	49	相続をカスタマイズしよう	31	お金とお墓の守り方	21
	ここがポイント相続法改正		自分を守る 財産管理のポイント		遺産の残し方・分け方	
	相続税の基本と計算		うちは相続税がかかるの		相続税額を計算してみよう	
	計	49	計	31	計	21

※法律講座は、日ごろ相談室で特に相談の多いテーマを取り上げ、昭和62年度から実施。

なお、平成3年度からは夜間に法律講座を行い、15年度からは講座の日数を5日間から4日間とした。20年度からは2日間で午後と夜間に開催した。
25年度からは、1日2講座（午後・夜間）開催とした。
27年度からは、3講座セットでの開催とし、申込も講座ごとではなくセットで受け付けた。

② 税務相談

<税務相談内容別相談件数>

内容 年度	国 税					小 計	地 方 税							小 計	そ の 他	計	
	所 得 税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	そ の 他		都 ・ 区 民 税	固 定 資 産 税	事 業 税	不 動 産 取 得 税	料 理 飲 食 等 消 費 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税				そ の 他
令和2年度	72	1	104	26	7	210	1	1	0	1	0	0	0	2	5	10	225
令和3年度	67	1	73	30	6	177	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	181
令和4年度	118	4	150	41	8	321	1	3	1	4	0	0	0	1	10	3	334

③ 家事相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止

<家事相談内容別相談件数>

相 談 内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 夫 婦 関 係	0	9	20
2 親 子 関 係	0	6	16
3 兄 弟 姉 妹 関 係	0	3	3
4 家 族 の 問 題	0	5	9
5 生 活 関 係	0	2	2
6 恋 愛 関 係	0	1	0
7 相 続 関 係	0	0	0
8 青 少 年 の 教 育 指 導	0	0	0
9 相 隣 関 係	0	0	4
10 そ の 他	0	1	3
計	0	27	57

④ 建築相談

<建築相談内容別相談件数>

年度	敷地	設計	施工	請負 契約	融資	その他	計
令和2年度	5	4	10	1	0	15	35
令和3年度	7	3	8	1	0	10	29
令和4年度	7	10	5	2	0	19	43

⑤ 登記相談

<登記相談内容別相談件数>

年度	売買	贈与	相続	抵当 契約	商業	その他	計
令和2年度	4	8	61	1	0	16	90
令和3年度	4	12	66	4	1	6	93
令和4年度	6	5	102	4	0	16	133

⑥ 年金・社会保険・労務相談

<年金・社会保険・労務相談内容別相談件数>

内容 年度	労働 基準 法	労働 災 害 保 険 法	健康 保 険 法	国民 健康 保 険 法	厚生 年 金 保 険 法	国民 年 金 法	雇用 保 険 法	各 法 手 続 関 係	新 規 適 用 関 係	そ の 他	計
	令和2年度	2	0	1	2	2	4	2	0	1	
令和3年度	0	1	4	1	4	2	1	0	0	5	18
令和4年度	4	1	3	3	6	5	2	1	0	6	31

⑦ 不動産取引相談

<不動産取引相談内容別相談件数>

年度	売買・賃貸	一般相談	鑑定相談	その他	計
令和2年度	44	0	0	1	45
令和3年度	57	3	0	4	64
令和4年度	72	36	7	0	115

⑧ 行政相談

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止
 <行政相談内容別相談件数>

内容 年度	年金関係	税金関係	福祉関係	環境・衛生関係	教育・青少年関係	郵便関係	道路・河川関係	公営住宅関係	公害・清掃関係	交通関係	区政一般関係	民事関係	その他	計
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2

⑨ 人権相談

※令和2年度、3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止
 <人権相談内容別相談件数>

内容 年度	プライバシー侵害	名誉き損	差別待遇	相隣関係	暴行・虐待	労働関係	強制・強要	その他	合計
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 書類作成相談

<書類作成相談内容別相談件数>

内容 年度	建設業の許可申請	宅地建物取引業免許申請関係	風俗営業許可申請	自動車登録・車庫証明申請等	運送業許可申請	著作権登録申請	在留資格等に関する書面作成	国籍帰化等戸籍関係手続	各種契約書作成	遺産分割協議書作成	離婚協議書作成	告訴・告発等書類の作成	権利義務事実証明	会社組合等の設立書類	遺言に関する書面作成	その他	計
令和2年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	35	47
令和3年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	14	16	34
令和4年度	1	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	1	8	10	25

(3) 地域センターの相談実績

地域センターは、地域振興機能や自治力 UP を担う拠点として区内に 18 か所設置しています。

地域センターでは、町会・自治会や青少年健全育成地区委員会などの関係団体とともに、地域福祉の向上に努めるだけでなく、地域活動、行政、福祉、健康、育児等の多様な相談や要望の聞き取りと、課題解決に向けた関係機関等の照会、所管部署への引継ぎや、区等へ提出する書類の記入方法のアドバイスをを行っています。

① 受付状況

	合計	相談	要望	苦情	意見	問合せ	その他
令和4年度	314	170	46	17	6	54	21

② 受付及び対応内容の要約

受付月	種別	内容	対応
4	相談	練馬区在住の高齢者が来所し、デイケアを試しに2日間利用したが、自分の思うような内容で、後日、高額な請求書が送られてきたが、収入が少ないので支払いできない。相談先を迷っていたところ、たまたま通りがかった常盤台地域センター入口に「お困りごとがありましたらお気軽にご相談ください」と掲示されていたので、相談に来たとのこと。	練馬区民のため、ネットで練馬区居住地区の管轄相談所を検索し、練馬区北町地域包括支援センターへ電話。直接本人と話をしてもらい、担当者が自宅に来てくれることになったとのこと。 以前は板橋区に住んでいたため、板橋区のほうが馴染みがあるので板橋区の施設を利用したいとのことだったが、練馬区の担当者に相談するよう話をした。
5	相談	メモを持ち、遺族年金の手続きに必要なこの証明書は取得できるかとの相談。年金など全て夫に任せきりだったが、一人になり手続きも難しくとても混乱しているとのこと。	メモをもとに証明書の請求先と必要書類をお知らせし、一部、判断のつかなかった書類については板橋年金事務所に電話確認の上、お伝えした。 最初は混乱していた様子であったが、話をする中で落ち着かれて「天気が良くなったら証明書取りに行く、丁寧に説明してくれてありがとう」と言って帰られた。
5	相談	親しかった高齢友人から突然「私の服や物を盗んだ」と心当たりのないことを言われ、近所の人や町会関係者にも言いふらされて困っている。依頼、近所の人たちから疑われているような気がする。	対応先を「おとしより相談センター」「高齢者虐待相談」「民生委員」などを検討したが、相談内容がいずれも友人関係のこじれであったため、改めて話を丁寧に30分程度聞いた結果、「話を聞いてもらいスッキリした、近所の人や町会長にはこんな話は出来ない。ありがとう。」と感謝を述べられ帰られた。

5	その他	近隣の親子ガモの親ガモが、ボール除けのネットの穴で身動き取れない状態であるとの連絡あり。	センター職員が現場に向かい、現場で動物公園に連絡し、手出しをしない方がよい、とのアドバイスを受ける。翌日にはカルガモ親子はいなくなっていたものの、近隣の施設や団体と情報共有し、見守りをする事となった。
5	要望	近隣の公園を散歩されていた方から、公園内の樹木の枝が折れて垂れ下がっており、通行人がケガをする恐れがある、との連絡を受けた。	夕方下校時間と重なる時刻でもあったことから、センター職員が現場を確認した上で、脚立を持ち、公園事務所からのこぎりを借りて、折れていた枝を切り落とした。切り落とした枝は、通行の邪魔にならないよう植え込みに片づけ、北部土木サービスセンターへ連絡し、処分を依頼した。
5	要望	町会・自治会関係者から「電柱に貼ってある「飛び出し注意」の看板の向きを変えてほしいとの相談。現状、一方通行の進行方向と向きが反対になっているから意味をなしていない。」とのこと。	現場を確認し、交通安全係に相談し、対応を依頼した。
5	相談	近隣住民が来所。「東新町二丁目に在住の友だちに会いに来たが、住所を忘れてしまったので教えてほしい。このあたりに住んでいた記憶がある。」とのこと。	偶然にも「探している方」が以前に桜川地域センターをよく利用されていた方で、自宅（住所）を記憶している職員がいたことから、センター職員が確認を取りにご自宅へ伺ったところ、留守だったが、向かいの家に住む方から声がかかり、事情を説明すると、「探している方」をよく知っており、連絡をとっていただけるとのことなので引き継いだ。
6	要望	町会関係者から、浮間舟渡駅前の通りに雑草が茂っている、との連絡あり。	現場で写真を撮り、北部土木サービスセンターに連絡し、除去を依頼した。
6	相談	セブンイレブン・ジャパン本社担当者と蓮根店オーナーが来所し、日常の買い物に不便や困難を感じている高齢者やエリア向けのサービス「セブンあんしんお届け便」と称した軽トラックによる移動販売サービスを実施しているが、このサービス実施に向け、当該地域管内の一部が候補地として挙がっているため、該当地の町会・自治会長に説明したいため、町会・自治会長を教えることとの相談であった。	民・民の話しなので、当事者間同士の合意のもと事業展開して頂ければよい話しであるが、いきなり業者さん側から該当町会・自治会長にお話ししても戸惑われることが想定されるため、一度地域センターから説明し、該当町会・自治会長に了解を取り付けた上で、セブンイレブン担当者を紹介するという段取りにした。また、事業を展開するにあたっていくつか注意点をアドバイスした。
6	相談	近隣住民より、前日に翌日分を出したり、防鳥ネットをかけないなど、ゴミ出しのマナーが悪い住人がいる。何か良い対策方法はないか、と相談あり。	資源循環推進課管理係に相談内容を伝えるところ、対応として、集積所用に分別のルールを守りましょう、と記載している看板を清掃事務所が付けることは可能とのことだったため、直接清掃事務所に連絡するよう

			案内した。
7	相談	近隣住民より、地域センター前の道路で子供が自転車で転んで泣いているから来てほしい、と来所依頼あり。	現場に駆け付けると、小学生兄弟の弟が転んでひざを軽くすりむいていた。本人が「歩きたくない」と言うので、職員がおんぶして兄に道を聞きながら自宅まで連れ帰った。親は不在だったが、けがの程度も軽く本人も元気そうだったので、傷の清浄や水分補給をしっかりとるよう伝えて戻った。
7	問合せ	出井の泉公園の花壇を管理している町会関係者から、災害時の出井の泉の活用に関する問い合わせあり。	土木サービスセンターに相談し、災害時には、せせらぎ部分に水を貯めて活用できることを確認し伝えた。また、併せて劣化して水漏れしている止水板の修理を依頼した。
8	相談	3年前に敷地内のゴミ捨て、庭の樹木剪定など町会と包括支援センター、清掃事務所、当該住人の親族などを巻き込んで大掛かり片付けをしたゴミ屋敷がまた荒れている。台風が来て枝が折れても危険なので、本人同意を得て剪定したい。	大人数で対応すると、殻に閉じこもってしまう性格のため、センターから高枝切狭と刈込ばさみを貸し出し、町会数名とセンター職員で、最小限の作業行った。作業中、スズメバチの巣を発見し、土木部の紹介業者に後日撤去してもらった。
8	相談	町会・自治会関係者から、家のそばで弱った野鳥が動けない状態にいるので、助けてほしい。	現場に行き鳥を確認したところ「アオサギ」のような外見で、じっと動かない状態だったため、写真を撮り、東京都環境局に連絡したところ「野鳥については保護対象以外、触ってはいけない。水辺（石神井川）が近いのでアオサギの可能性が高く、アオサギであれば、独り立ちしたばかりでおなか空いていたり、窓などにぶつかって一時的に動けない状態になってしまったと考えられるため、触ったりせず、一日様子を見てほしい。翌日もそのままであればまた連絡してほしい」とのことだった。翌日現場を確認したところ、鳥はいなくなっていた。
8	相談	近隣住民から「家の近くで赤ちゃんの激しい泣き声が頻繁にする。兄が体調を崩してしまうのでどうにかできないか。」との相談。	赤ちゃんの激しい泣き声と言うことで虐待などの可能性もあったため、泣き声が聞こえたら呼ぶようお願いしたところ、その後、「泣き声がする」と連絡があったため、職員が現場へ行ったが、その時は声は聞こえなかった。今後も聞こえるようであれば、再度連絡していただくようお願いした。
9	相談	地域センター敷地内でホームレスと思われる女性が座り込んでいるのを発見し、声をかけたところ、女性は中国人で、以前大阪で生活保護を受給していたものの打ち切られ、東京へ来たとの	インターネットで近隣の教会を検索し、東武練馬駅近くの教会を案内したものの、女性曰く、当該教会は閉まっているとのこと。また、当該教会が韓国系であるとして、アメリカ系もしくはスウェーデン系の教会を紹介

		こと。朝から何も食べておらず、近隣にあるキリスト教の教会を教えてほしいと訴える。	介してほしいと訴えるため、再度検索し、徳丸6丁目にある教会がアメリカ系と思われたため案内したところ、女性は感謝の言葉を述べて立ち去った。なお、福祉事務所も念のため案内したが、以前大阪で生活保護を受給していた際の不満があるため、興味を示さなかった。
10	問合せ	町会関係者より、区設掲示板付近に「火の用心」と記載されたのぼり旗が掲げられているが、ボロボロなので処分したい。処分しても良いものか知りたい。	志村防火防災協会・志村消防署の連名で掲出を依頼している旗であったため、取替及び破棄について、消防署から説明をお願いした。
10	相談	近隣住民より、自宅敷地内にハクビシンがいる。サンダルをかじられたり、夜中に鳴き声や足音がする、と窓口で相談あり。	環境政策課自然環境保全係に相談。実被害が出ていれば箱罟を設置することができる。相談者に自然環境保全係の連絡先と資料を渡し、直接担当に相談してもらうよう説明した。
12	相談	町会関係者より、町会内にある暗渠(区有地)にゴミなどのポイ捨てがされている。注意喚起の看板などの設置ができないか。とのこと。	現場を確認したところ、確かにポイ捨てがかなりされていたため、資源循環推進課を通じて南部土木サービスセンターに看板設置をお願いした。
12	苦情	近隣住民より、歩道上にあるごみ集積所付近の端末柱のコンクリート基礎部分が捲れ上がっていて、大変危険である。長い間放置されており、早急に直すべきではないかという連絡があった。	長い間、放置したままだったことをお詫びした上で、直ぐに現地確認し、対応を土木サービスセンターに依頼した。土木サービスセンターも状況を把握して、直ぐに動き、当日中に応急処置を施した。また、後日、補修工事を実施し、原状回復された。
1	相談	町会関係者より、年末年始、行政機関が休みの期間中、町会内の公園の落ち葉が大量に落ちていたので、町会員で回収して袋詰めを行った。処分はどのようにしたらよいか、と相談あり。	通常、公園内のごみは区からの委託業者が処理を行っているが、今回の件を所管の南部土木サービスセンターに連絡し相談したところ、回収可能ということであったので、相談者にその旨報告し、対応してもらうこととなった。
1	要望	近隣の公園に、タバコの吸い殻がいつも多数落ちている。ポイ捨てをやめさせる手だてはないものか	近隣の公園は区立公園ではなく、直接の対応は難しいが、資源循環推進課に協力依頼し、公園に直結している遊歩道に「ポイ捨て禁止」のペイントを多数施してもらった。
1	要望	児童遊園の囲いネットの一部が破損している。応急処置はしておいたが、補修をお願いしたい。	センター職員が現場へ行き、すぐには危険がない状況を確認の上、土木サービスセンターへ補修依頼した。
1	要望	交差点の電柱に貼り付けてある「一旦停止左右確認」という交通標識が半分に折れ曲がり危険あり、標識としても役割を果たしていない。修繕するか取り外すなりしてもらいたい。	現場を確認した上で、管轄する警察へ連絡し、対応を依頼した。

令和4年度 広聴・相談活動の一年

刊行物番号

R05 - 72

編集・発行

令和5年9月発行

板橋区政策経営部広聴広報課

板橋区板橋2-66-1

TEL (3579) 2024

古紙を配合した紙を使用しています。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>